

議案第104号

相互救済事業の委託について

火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業を下記のとおり委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2の規定により議決を求める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

記

- 1 対象となる財産 市営住宅、改良住宅、市民住宅及び共同施設等
- 2 委託の相手方 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー21階
公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構
理事長 麦島 健志
- 3 委託の開始日 令和8年4月1日